明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報
編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○植物防疫法施行規則の一部を改正する省令（農林水産四四）　一
○中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則の一部を改正する省令（経済産業四二）　二
〔告　示〕
○電子決済等代行業者に係る電子決済等代行業の登録が失効した件（金融庁九〇）　二
○特定国外派遣組織を指定する件（総務三一二）　三
○日本国に帰化を許可する件（法務二二三）　五
○保安林の指定をする件（農林水産一〇七三～一〇八八）　三
○保安林の指定を解除する件（同一〇八九、一〇九〇）　三
○オーストラリア産マンゴウの生果実に係る農林水産大臣が定める基準を定める件の一部を改正する件（同一〇九一）　六
○道路に関する件（近畿地方整備局一二九）　六
〔人事異動〕
内閣　内閣府　六
〔叙位・叙勲〕　六
〔褒　賞〕　六
〔皇室事項〕　六
〔官庁報告〕
労　働
最低賃金の改正決定に関する公示（群馬労働局最低賃金公示一、鳥取同一）　六
船員の特定最低賃金の改正の決定に関し、関係船員及び関係使用者の意見聴取に関する公示（関東地方交通審議会、中国同）　六
〔公　告〕
諸事項
官庁
金融商品取引業者営業保証金取戻し関係　七
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生、所有者不明関係　七
会社その他

## 省令

**○農林水産省令第四十四号**

植物防疫法（昭和二十五年法律第百五十一号）第七条第一項第一号の規定に基づき、植物防疫法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年九月五日

農林水産大臣　野村　哲郎

植物防疫法施行規則の一部を改正する省令

植物防疫法施行規則（昭和二十五年農林省令第七十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分を削る。

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| 別表二（第九条関係）<br>（略）<br>付表<br>一　（略）<br>二　オーストラリアから発送され、他の地域を経由しないで輸入されるマンゴウの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの<br>三～八十八　（略） | 別表二（第九条関係）<br>（略）<br>付表<br>一　（略）<br>二　オーストラリアから発送され、他の地域を経由しないで輸入されるアール二イー二種、ケイト種、ケンジントン種、ケント種及びパルマー種のマンゴウの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの<br>三～八十八　（略） |

**附　則**

この省令は、公布の日から施行する。

**○経済産業省令第四十二号**

中小企業支援法（昭和三十八年法律第百四十七号）第十二条第一項及び第九項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年九月五日

経済産業大臣臨時代理
国務大臣　後藤　茂之

中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則の一部を改正する省令

中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則（平成十二年通商産業省令第百九十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| （試験の実施及び公告）<br>**第三十九条**　試験は、毎年度少なくとも一回行う。<br>2　［略］ | （試験の実施及び公告）<br>**第三十九条**　試験は、毎年少なくとも一回行う。<br>2　［略］ |